

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第6号

答申番号：令和5年度答申第8号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり、原処分（精神障害者保健福祉手帳交付申請を承認する処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）障害等級2級と認定されていた前回更新時から症状・薬などに変化がないにもかかわらず、障害等級を3級とされた。

(2) 請求人はその症状により独語を発するが、治まることがなく、大きめの独語を発すると母に恐怖心を与えてしまうこともあり、現状、隣人とのトラブルはないが、トラブルになってもおかしくないくらいの状況であり、「日常生活に著しい制限を受けている」といえる。

(3) 手帳の障害等級が2級から3級となったことで、携帯電話の料金を滞納しており、食事も満足なものにたどり着いていない状況である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、北海道立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（以下「指定医等診断書」という。）に基づき行うこととされている。

(2) 請求人が手帳の更新申請に添付して提出した指定医等診断書（以下「本件診断書」という。）においては、「自閉」、「感情の平板化」、「意欲減退」、「その他（独語、表面的）」といった状態像が認められるが、「幻覚妄想は消褪しているようで思考障害も目立たず」、「疎通性は良好」との記載や、「食事や保清など日常の基本的なことは概ね一人で出来る」との記載から、生活に支障をきたすほどの精神症状はなく、自閉的であるものの独居での生活を継続できていると判断できるため、その精神症状等は著しいものではないと考えられ、3級相当と判断する。

(3) 本件診断書における「日常生活能力の判定」によると、日常生活に関する能力障害の程度はおおむね3級相当、社会生活に関する能力障害の程度もお

おむね3級相当となり、「食事や保清など日常の基本的なことは概ね一人で出来る」との記載からも、日常生活は自発的に又はおおむねできており、2級相当であるとは言えない。

- (4) 以上のとおり、本件診断書の記載内容から「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」を総合的に判定した結果、請求人の手帳の障害等級を3級とした判定したものであり、違法又は不当な点は見当たらない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、センターの審査判定を得た上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 本件診断書によると、主たる精神障害である統合失調症については、「感情の平板化」、「意欲減退」及び「その他（独語、表面的）」といった状態像はあるものの、「幻覚妄想は消褪しているようで思考障害も目立たず」、「疎通性は比較的良好」とされ、人格変化の著しさを想起させる記載もないことからすると、統合失調症において障害等級2級と考えられる人格変化が「著しい」状態にあるとまではいえない。

また、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、日常生活に関する能力障害程度を示す4項目のうち2項目は「自発的にできる」、1項目については「おおむねできるが援助が必要」な状態であるから、能力障害（活動制限）において障害等級2級と考えられる「日常生活に著しい制限」を受ける程度とまではいえない。

センター所長は、以上のような本件診断書の内容から、認定の基準に照らし、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的な判定を行った結果、請求人の障害等級を3級相当として判定したことが認められる。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和5年6月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日及び同年7月11日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領につ

いて」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととされ、手帳の更新及び変更の申請に当たっても、同様の取扱いとされている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「政令」という。）第6条第3項の規定において、「精神障害の状態」が、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級2級と、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級3級と、それぞれ定められている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」によると、統合失調症における精神疾患（機能障害）の状態は、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」は障害等級2級に、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」は障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。これらの処理基準の内容は、関係法令の解釈を行う上での具体的な審査基準として、特段不合理な点は認められない。

そこで本件診断書をみると、精神疾患（機能障害）の状態は、主たる精神障害である統合失調症について「自閉」、「感情の平板化」、「意欲減退」、その他独語があるとされている一方で、その他の重篤な症状は認められず、「人格変化」の著しさを想起させる記載はない。

また、能力障害（活動制限）の状態は、「日常生活能力の程度」において、おおむね3級程度とされる「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とされており、「日常生活能力の判定」のうち、日常生活に関する4項目のうち、「適切な食事摂取」、「身の清潔保持」の2項目が「自発的にできる」と、「金銭管理と買物」と「通院と服薬」の2項目が「おおむねできるが援助が必要」とされている。

こうした本件診断書に記載された事実関係からすると、請求人の精神疾患及び能力障害の状態は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」の状態（政令第6条第3項に定める障害等級2級の状態）にあるとまでは認められないとして、請求人の障害等級を3級としたセンターの判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを

是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子